

兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画(案)
兵庫県日本海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画(案)概要

1 兵庫県海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画の背景及び目的

(1)背景	○国において「海岸漂着物処理推進法の改正(H30.6)」、「プラスチック資源循環戦略(R1.5)」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン(R1.5)」が策定 ⇒県地域計画を改定(R2.3)
(2)目的	内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と一層の連携を図り、包括的・効果的に漂流ごみ等を含めた海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制を推進
(3)計画の位置づけ	○海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づく計画 ○兵庫県廃棄物処理計画の廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策のうち、海岸漂着物等対策の基本方針や、具体的な対策内容を示した個別計画

2 兵庫県の海岸の現状と課題

(1) 海岸の概要

○瀬戸内海沿岸：総延長705km
「海岸法」で大阪湾沿岸、播磨沿岸、淡路沿岸に区分
○日本海沿岸：総延長154km
「海岸法」で但馬沿岸と区分

(2) 兵庫県の海岸漂着物の現状

○瀬戸内海の漂着物は沿岸域だけでなく内陸部(河川)からの流出が多い。
○日本海の漂着物は国内からの漂着物に比べ海外からのものが多い。
○海域由来では、船からの投棄や漁具等の流出のものもある。

(3) 海岸漂着物の回収状況等

沿岸		瀬戸内海沿岸			日本海沿岸
		大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	
範囲		尼崎市～神戸市 総延長：約201km	神戸市～赤穂市 総延長：約282km	淡路島 総延長：約215km	豊岡市～新温泉町 総延長：約154km
海岸漂着物 回収実績(t) ※1	H26	303.3	66.5	365.4	326.9
	H27	266.9	63.2	218.1	156.3
	H28	88.2	37.9	116.6	152.8
	H29	67.3	94.6	253.3	813.3
	H30	113.9	247.3	374.6	277.4
漂着量推計(t)※2		46.0	215.3	194.6	214.1

※1 海岸漂着物地域対策推進事業による回収実績

※2 平成22年度及び令和元年度に実施した調査からの推計

○組成：流木や木材等の自然物が多く、人工物ではプラスチック類、発泡スチロール類が多い。

(4) 海岸漂着物等の処理受入の状況

区分	市町数	ボランティア清掃で回収した 海岸漂着物の受入	清掃ボランティアへの 支援制度の有無	漁業者が操業中に回収した 漂流ごみ・海底ごみの受入
瀬戸内海沿岸 自治体	15	13 (87%)	12 (80%)	3 (20%)
日本海沿岸 自治体	3	3 (100%)	3 (100%)	2 (67%)

※ 海岸漂着物等の受入の状況について、令和元年度に県内の沿岸市町に照会

(5) 課題

①回収・処理に係る課題	○搬出・回収が困難な大型漂着物(流木などの自然物)が存在 ○タイヤなどの処理困難物や塩分付着などによる各市町での処分受入困難なものが存在 ○台風・大雨時に管理者以外の民間団体等(漁業者等)が回収並びに民間が処理する場合の処分費用
②発生抑制に係る課題	○陸域から河川等を通じて海域へ流出した生活系ごみが海岸漂着物等の多くを占める ○災害等によって流失した事業系資材などにも起因 ○プラスチックごみを円滑に回収しないとマイクロプラスチックに変化し回収が困難
③普及啓発に係る課題	○内陸部でも清掃活動が行われているが関係者以外の関心が低い ○環境学習・教育による意識の向上・活動促進、地域での取組の情報発信が必要

3 海岸漂着物等対策の推進に関する基本的な考え方

【基本理念】

海岸や海域が県民共有の財産として健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、現在及び将来の県民が海岸等のもたらす恵みを享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆衛生など、海岸等の総合的な環境について、その良好な状態の保全を基本としつつ、海岸漂着物等によって損なわれつつある環境を改善し、兵庫の美しい海を守る。

基本方針

ア 海岸漂着物等の円滑な処理

海岸管理者等、県、市町は連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

イ 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

内陸地域と沿岸地域が一体となって3Rの推進などにより水域へのごみ等の流出防止を図るとともに、廃プラスチック類の排出抑制等に努めることでマイクロプラスチック化を防ぐなど効果的な発生抑制に努める。

ウ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸管理者等、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組を進め、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力する。

4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

【重点区域の選定基準】

○海岸漂着物が集積している海岸
○海岸の地形、海岸の景観、海岸の利用等、自然的・社会的条件において、保全が必要と認められる海岸
○海岸管理者等、海岸を有する市町が、重点的に海岸漂着物の回収、処理を進める海岸

沿岸	瀬戸内海沿岸			日本海沿岸
	大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	
重点区域数	6 (1)	30 (15)	44 (5)	31 (2)
重点区域 延長(km)	136.6 (7.0)	272.9 (43.7)	122.8 (8.6)	105.0 (2.1)

()内は今年度追加された地点

5 海岸漂着物等対策の内容

(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

ア 処理主体	対象区域を各管理者等が主体となって実施し、関係する各主体が円滑な処理に向けて協力
イ 処理時期	海岸管理者等は、海岸の地形、降雨や風向きなどの気象等の条件や景観、海開きや潮干狩りの開始時期などの海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量及び質の程度を勘案し、関係市町、民間団体等の意見を参考にして、海岸漂着物等の処理の実施時期及び頻度を設定
ウ 処理方法	海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に収集・運搬、処分
エ その他	海岸漂着物等の処理に関する要請、離島地域等における対策、自然環境保全、情報の共有と連携、大量の海岸漂着物等への対応

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

ア 流域圏を含んだ広域的な発生抑制対策

- ・流域でのごみ分布状況調査・発生源調査による実態把握と情報共有
- ・清掃活動等を通じた上流域と下流域の交流
- ・流域関係者(地域住民、環境活動団体、農林水産業者、民間企業、行政)との意見交換
- ・流域が一丸となった環境キャンペーンの実施

